

# 職員の のあらまし

平成20年度の積丹町職員の給与等の状況をお知らせします。  
積丹町職員の給与は、その職務と責任に応じた基本となる給料と、期末・勤勉手当などの諸手当からなっています。給与は、「積丹町職員の給与に関する条例」に基づき支給されており、職員に支給される給料や町負担分の共済費等を合わせた人件費は毎年度予算の内容の一部として、町議会で審議されています。

状況の公表に関する条例」の規定による公表一

## 人件費

【表1 人件費の状況（全会計決算見込）】

(単位：千円)

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支(※)	人件費 B	人件費率(B/A)
20年度	2,729人 (H21.3.31)	4,568,036	▲102,201	510,266	11.2%
19年度	2,799人 (H20.3.31)	5,318,644	▲581,271	573,448	10.8%

(注) 人件費は、職員に支給される給料や諸手当のほかに、使用者が負担する共済費などの費用の合計をいいます。(特別職・議員・委員の報酬等も含まれます。)  
(※) 実質収支とは、歳入歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

人件費とは、職員や特別職・議員等に支給される給料や各種手当のほかに、共済費(民間の社会保険料の事業主負担分に相当するもの)などを含む広い範囲の費用の総額をいいます。  
平成20年度の全会計決算見込みで見ると、人件費の状況は表1のとおりです。

## 職員給与費

【表2 職員給与費の状況（全会計決算見込）】

(単位：千円)

区分	職員数 A	給与費				1人当たりの給与(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
20年度	66人	207,629	34,372	77,842	319,843	4,846
19年度	70人	236,132	33,488	90,107	359,727	5,139

職員給与費とは、人件費のうち職員に毎月支給される給料に扶養手当や住居手当、時間外勤務手当などの各種手当と民間の賞与に当たる期末・勤勉手当などの支給額を合わせたものをいいます。職員給与費の状況は表2、平成20年4月1日現在の職員の平均給料月額及び平均年齢の状況は表3、職員の初任給及び経験年数別平均給料月額の状況は表4のとおりです。

【表3 一般行政職平均給料等（各年度4月1日現在）】

区分	平成20年度	平成21年度	備考
平均給料月額	288,300円	291,100円	平成19年7月から平均12%の給料削減を実施中(11.20.12月～11.21.3月まで給料削減率を5%上乘せし、平均17%の削減を実施)
平均年齢	42歳4月	42歳8月	

【表4 初任給及び経験年数別平均給料月額（4月1日現在）】

学歴区分	経験年数	初任給	経験年数		
			10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
21年度	大学卒	(156,702円) 172,200円	223,200円	247,200円	287,900円
	高校卒	(127,491円) 140,100円	178,400円	206,600円	245,500円
20年度	大学卒	(154,882円) 170,200円	240,300円	269,700円	344,900円
	高校卒	(125,944円) 138,400円	204,500円	244,600円	266,600円

(注) 初任給の欄の( )内金額は給料削減後の額です。



【表6 採用と退職等の状況】

区分	採用	離職					離職計
		退職		免職		その他	
		定年	死亡	分限	懲戒		
一般行政職		1人		1人			2人
技能労務職							
医療職	1人	1人		1人			2人
計	1人	2人		2人			4人

【表5 職員数の状況（4月1日）】

区分	20年度	21年度	対前年度増減数	主な増減理由
一般会計	54人	55人	1人	異動による増
特別会計	12人	7人	▲5人	異動による減
計	66人	62人	▲4人	退職者不補充

(注) 職員数は、特別職、臨時職員、非常勤職員を除いた一般職員であり地方公務員の身分を保有する休職者を含みます。

平成20年4月1日現在の職員数の状況は表5、採用と退職等の状況は表6のとおりです。  
(条例による町職員の定数は96人)

## 職員数

# 積丹町 給与等

—「積丹町人事行政の運営等の

## 職員の手当

【表7 職員手当の状況】

区分	内容			
扶養手当 (月額)	① 配偶者 13,000円 ② 配偶者以外の扶養親族2人目まで1人6,000円又は6,500円、3人目から1人6,000円 ③ 15歳に達する日以後の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子1人5,000円加算			
住居手当 (月額)	① 家賃の月額が12,000円を超える借家等の場合、家賃の月額に応じて27,000円を限度に支給 ② 自宅の場合は、2,500円(住宅取得後5年間に限る。)			
通勤手当 (月額)	① 交通機関利用者 運賃の額55,000円までは全額支給 ② 自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円から36,900円の範囲で支給			
特殊勤務手当	ボイラー等管理手当(10月～4月)4,000円			
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給			
寒冷地手当	11月から3月まで支給 ① 世帯主(扶養親族あり) 23,360円 ② 世帯主(扶養親族なし) 13,060円 ③ 世帯主以外 8,800円			
期末・勤勉手当	区分	期末手当	勤勉手当	計
	6月期	1.2月分	0.55月分	1.75月分
	12月期	1.4月分	0.55月分	1.95月分
	合計	2.6月分	1.10月分	3.70月分
※1 職務の区分に応じて加算措置有り ※2 国家公務員の年間支給率は4.5月分				
退職手当	区分	自己都合	定年(60歳)	
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	
	最高限度	59.28月分	59.28月分	



【表8 勤務時間《標準的なもの》(平成21年1月1日現在)】

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
40時間	午前8時30分	午後5時30分	正午～午後1時00分

【表9 年次有給休暇の取得状況(平成20年1月～12月)】

総付与日数A	総取得日数B	全対象職員数C	平均取得日数B/C	消化率B/A
2,412日	524日	61人	8.6日	21.7%

## 職員の勤務時間等

民間のボーナスに相当する期末・勤勉手当は、6月と12月に支給されています。

退職手当については、退職事由別に定められた支給率を乗じて支給されます。主な職員手当については表7のとおりです。

職員の勤務時間とその他の勤務条件の状況については表8、表10のとおりです。

## 特別職・議員の給与等

【表11 特別職・議員の給与等(平成21年1月1日)】

区分	給料月額等	期末手当
給与	町長 500,000円(450,000円)	6月期 1.4月分 12月期 1.6月分
	副町長 450,000円(425,000円)	計 3.0月分 (2.75月分)
	教育長 430,000円(408,000円)	
報酬	議長 247,000円	6月期 1.45月分 12月期 1.55月分 計 3.0月分
	副議長 190,000円	
	常任委員長 171,000円	
	議員 161,000円	

※1 加算措置なし ※2 ( )内は、平成20年12月～平成21年3月に給料及び期末手当の追加削減を実施し支給された金額です。

町長などの特別職の給与と町議会議員の報酬月額及び期末手当は表11のとおりです。

## 職員研修の状況

研修内容	受講者数
職場外一般研修(初級研修)	1人
職場外専門研修(実務研修)	2人
職場外専門研修(その他)	1人

## 職員の利益の保護の状況

職員は公平委員会に対して、給与・勤務時間・その他の勤務条件に関する措置の要求や、不利益な処分についての不服申立を行うことができます。

## 職員健康診査の状況

職員健康診査受診者数 43人

## その他

議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会に係る人事行政の運営状況は上記の数値に含まれていません。

## 職員サービスの状況

サービスの根本基準として、全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力をあげて専念しなければなりません。町では「服務規定」に基づき、

### <分限処分>

区分	人数
休職	1人(1件)
降任	—
免職	—

### <懲戒処分等>

区分	人数
嚴重注意	—
戒告	—
減給	—
停職	—
免職	—

## 職員の分限及び懲戒処分等の状況

公平委員会では要求を審査したり、不服申立に対する裁決を行うなどの必要な措置を執ります。平成20年度は措置の要求及び不服申立はありませんでした。